

ガソリンの容器詰め替え販売時における本人確認が 法令で義務化されました。(令和2年2月1日施行)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の京都アニメーション放火火災を受け、ガソリンスタンド等においてガソリンを携行缶で購入される方に対して、**令和2年2月1日から、顧客の本人確認、使用目的の確認**及び**販売記録の作成**を行うことが義務化されました。

ガソリンスタンドなどでガソリンを購入する際には、次の事項について購入者の情報確認を要しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

顧客の本人確認
(運転免許証の提示など)

使用目的の確認



[ガソリンを容器で購入する顧客向けリーフレット](#)

※ すでに本人確認が行われている場合や、顧客との継続的な取引があり、販売店において氏名や住所を把握している場合、本人確認を省略することもできます。

販売記録の作成

[販売記録表\(例\)\(エクセル\)](#)

[販売注文書\(例\)\(エクセル\)](#)

※ 詳細については、総務省消防庁のホームページをご覧ください。

[総務省消防庁ホームページ\(ガソリンの容器詰め替え販売における本人確認等\)](#)